

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

告示	ページ
○救急病院の認定 (医療政策課)	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定 (福祉指導課)	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関に係る事業所の所在地の変更の届出 ( )	1
○漁港漁場整備法に基づき保管した所有者不明の工作物等の返還 (2件) (漁港漁場課)	1
○道路の区域変更 (3件) (道路課)	2
○道路の供用開始 (2件) ( )	2
○高知県収入証紙売りさばき所の所在地の変更の承認 (3件) (会計管理課)	2
公 告	
○農地中間管理機構が行う特例事業に係る事業規程の承認 (農地・担い手対策課)	3
○土地改良区の解散の認可 (農業基盤課)	3
高知県選挙管理委員会告示	
○政治団体設立の届出	3
○政治団体異動の届出 (2件)	3
○政治団体解散の届出	5
○資金管理団体指定の届出	5
○資金管理団体異動の届出	6
○告示 (政治団体異動の届出) の訂正	6

## 告 示

### 高知県告示第452号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。  
平成26年7月25日

医療機関の名称 所在地 認定年月日 認定の有効

高知県知事 尾崎 正直

期限  
高知県立幡多け 宿毛市山奈町芳奈3 平26・8・ 平29・7・  
んみん病院 番地1 1 31

### 高知県告示第453号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定による医療機関として、次のとおり指定した。  
平成26年7月25日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 医療機関の所在地 指定年月日  
きらり歯科医院 高岡郡中土佐町久礼2098番地1 平26・6・1

### 高知県告示第454号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。  
平成26年7月25日

高知県知事 尾崎 正直

区分	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	変更年月日
変更前	デイサービスどんぐりの里	須崎市大間本町16-30	ア・バン・ウン株式会社 須崎市吾井郷	平成26年4月1日
変更後		須崎市安和1201番54	乙1909番3	

### 高知県告示第455号

漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第39条の2第4項の規定に基づき工作物又は船舶、自動車その他の物件(以下「工作物等」という。)を除却し、又は除却させ、同条第5項の規定により当該工作物等を保管したので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

なお、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者(以下「所有者等」という。)は、平成26年12月19日までに当該工作物等の返還を受けることができる。  
平成26年7月25日

浦分漁港漁港管理者

高知県知事 尾崎 正直

- 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量  
FRP船1隻(船名及び船舶番号不明、船長5.60メートル、船幅1.60メートル)
- 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時  
高岡郡四万十町興津字浦分 浦分漁港漁具保管修理施設用地  
平成26年6月20日午前10時
- 工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所  
平成26年6月20日午前10時  
高岡郡四万十町興津字浦分 浦分漁港漁具保管修理施設用地
- 所有者等の行うべき措置  
工作物等の所有者等は、期限までに高知県須崎土木事務所の指示に従い、当該工作物等の返還を受けること。
- 漁港管理者の措置  
浦分漁港漁港管理者は、所有者等が4の措置を行わないときは、漁港漁場整備法第39条の2第7項の規定に基づく売却又は同条第8項の規定に基づく廃棄を行うものとする。  
なお、期限までに所有者等が判明した場合は、同条第10項の規定により、当該所有者等に当該工作物等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用を請求するものとする。
- 問い合わせ先  
須崎市東古市町6-26 高知県須崎第二総合庁舎 高知県須崎土木事務所港湾漁港管理課管理第一班(電話番号0889-42-1700)

### 高知県告示第456号

漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第39条の2第4項の規定に基づき工作物又は船舶、自動車その他の物件(以下「工作物等」という。)を除却し、又は除却させ、同条第5項の規定により当該工作物等を保管したので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

なお、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者(以下「所有者等」という。)は、平成26年12月9日までに当該工作物等の返還を受けることができる。  
平成26年7月25日

泊浦漁港漁港管理者

高知県知事 尾崎 正直

- 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量  
FRP船1隻(船名及び船舶番号不明、船長5.00メートル、船幅1.45メートル)  
FRP船1隻(船名及び船舶番号不明、船長6.50メートル、船幅2.20メートル)
- 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時  
幡多郡大月町泊浦 泊浦漁港漁具保管施設用地

- 平成26年6月2日午前10時
- 3 工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所  
平成26年6月2日午前11時  
幡多郡大月町泊浦 泊浦漁港漁具保管施設用地
- 4 所有者等の行うべき措置  
工作物等の所有者等は、期限までに高知県幡多土木事務所の指示に従い、当該工作物等の返還を受けること。
- 5 漁港管理者の措置  
泊浦漁港漁港管理者は、所有者等が4の措置を行わないときは、漁港漁場整備法第39条の2第7項の規定に基づく売却又は同条第8項の規定に基づく廃棄を行うものとする。  
なお、期限までに所有者等が判明した場合は、同条第10項の規定により、当該所有者等に当該工作物等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用を請求するものとする。
- 6 問い合わせ先  
四万十市古津賀四丁目61番地 高知県幡多土木事務所維持管理課維持管理第一班（電話番号0880-34-5222）

**高知県告示第457号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
その関係図面は、平成26年7月25日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成26年7月25日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道  
2 路線名 439号  
3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡仁淀川町大植字釜5498番2から 吾川郡仁淀川町大植字小黒瀧4832番1まで	前	12.0 78.0	1,860
	後	12.0 110.0	1,860

**高知県告示第458号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
その関係図面は、平成26年7月25日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成26年7月25日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道  
2 路線名 494号  
3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡仁淀川町用居字ゴロヲブチ丙1445番1から 吾川郡仁淀川町用居字ゴロヲブチ丙1446番1まで	前	3.9 7.9	80
	後	8.9 33.2	80

**高知県告示第459号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
その関係図面は、平成26年7月25日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成26年7月25日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道  
2 路線名 石鎚公園  
3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡いの町長澤字フタマタ191番1から 吾川郡いの町長澤字フタマタ67番9まで	前	6.8 27.3	408
	後	6.8 27.3	408

**高知県告示第460号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。  
その関係図面は、平成26年7月25日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成26年7月25日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道  
2 路線名 439号  
3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
吾川郡仁淀川町大植字釜5498番2から 吾川郡仁淀川町大植字小黒瀧4832番1まで	1,860	平成26年7月26日

**高知県告示第461号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。  
その関係図面は、平成26年7月25日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成26年7月25日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道  
2 路線名 石鎚公園  
3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
吾川郡いの町長澤字フタマタ191番1から 吾川郡いの町長澤字フタマタ67番9まで	408	平成26年7月25日

**高知県告示第462号**

高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第4条第5項の規定により売りさばき所の所在地の変更について承認したので、同条第6項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。  
平成26年7月25日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名  
高知市堺町2-24  
株式会社高知銀行  
代表取締役 森下 勝彦
- 2 売りさばき所の所在地及び名称  
(変更前) 高知市南御座43-6

株式会社高知銀行御座支店  
 (変更後) 高知市南御座10-31  
 株式会社高知銀行御座支店

3 変更承認年月日  
 平成20年2月11日

**高知県告示第463号**  
 高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第4条第5項の規定により売りさばき所の所在地の変更について承認したので、同条第6項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。  
 平成26年7月25日

高知県知事 尾崎 正直

1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名  
 高知市堺町2-24  
 株式会社高知銀行  
 代表取締役 森下 勝彦

2 売りさばき所の所在地及び名称  
 (変更前) 高岡郡禰原町禰原1325  
 株式会社高知銀行禰原支店  
 (変更後) 高岡郡禰原町禰原1444-1  
 株式会社高知銀行禰原支店

3 変更承認年月日  
 平成18年11月6日

**高知県告示第464号**  
 高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第4条第5項の規定により売りさばき所の所在地の変更について承認したので、同条第6項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。  
 平成26年7月25日

高知県知事 尾崎 正直

1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名  
 高知市堺町2-24  
 株式会社高知銀行  
 代表取締役 森下 勝彦

2 売りさばき所の所在地及び名称  
 (変更前) 高岡郡四万十町大正435-3  
 株式会社高知銀行大正支店  
 (変更後) 高岡郡四万十町大正380  
 株式会社高知銀行大正支店

3 変更承認年月日  
 平成19年7月17日

-----  
**公 告**  
 -----

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、農地中間管理機構の指定を受けた公益財団法人高知県農業公社が行う特例事業に係る事業規程を平成26年7月11日に承認したので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

平成26年7月25日  
 高知県知事 尾崎 正直

承認に係る特例事業の種類  
 法第7条第1号に掲げる農地売買等事業  
 法第7条第2号に掲げる農地売渡信託等事業  
 法第7条第3号に掲げる農業生産法人出資育成事業  
 法第7条第4号に掲げる研修等事業

~~~~~  
 土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、西土佐地区土地改良区の解散を平成26年7月14日に認可した。

平成26年7月25日  
 高知県知事 尾崎 正直

-----  
**選挙管理委員会告示**  
 -----

**高知県選挙管理委員会告示第49号**  
 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により次のとおり届出があった。

平成26年7月25日  
 高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信  
 政党（国会議員関係政治団体とみなされる政党以外の政党）

| 名称                 | 代表者氏名 | 会計責任者氏名 | 主たる事務所の所在地   | 届出年月日   |
|--------------------|-------|---------|--------------|---------|
| 自由民主党高知県全管協ちゃんたい支部 | 和田 英知 | 茂木 健治   | 高知市本町五丁目3番3号 | 平26・6・5 |

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

|  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|

| 名称        | 代表者氏名 | 会計責任者氏名 | 主たる事務所の所在地      | 届出年月日    |
|-----------|-------|---------|-----------------|----------|
| 山崎ひかる後援会  | 山崎 光  | 山崎 光    | 土佐清水市窪津411      | 平26・6・2  |
| 澤田康雄後援会   | 石原 秀城 | 澤田 孝介   | 長岡郡本山町北山丙125    | 平26・6・3  |
| 小松進也後援会   | 小松 友和 | 藤崎 学    | 安芸市染井町8         | 平26・6・11 |
| 安芸友みゆき後援会 | 安藝友 幸 | 黒岩 幸子   | 安芸郡芸西村和食甲2219-2 | 平26・6・12 |
| 吉川裕三後援会   | 吉川 裕三 | 石川 智    | 長岡郡本山町寺家100-1   | 平26・6・13 |
| 高橋ひろただ後援会 | 高橋 範男 | 高橋 範男   | 高知市棧橋通四丁目15番4号  | 平26・6・23 |
| 山岡力後援会    | 福井 儀一 | 浅木 富子   | 宿毛市貝塚12-1       | 平26・6・27 |

**高知県選挙管理委員会告示第50号**  
 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により次のとおり異動の届出があった。

平成26年7月25日  
 高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信  
 政党（国会議員関係政治団体とみなされる政党以外の政党）

| 区分 | 名称  | 代表者氏名 | 会計責任者氏名 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日  |
|----|-----|-------|---------|------------|--------|
| 異動 | 民主党 | 異動なし  | 異動なし    | 高知市本       | 平26・6・ |

|         |                   |  |                      |    |
|---------|-------------------|--|----------------------|----|
| 前       | 高知県<br>総支部<br>連合会 |  | 町五丁目<br>1-12         | 23 |
| 異動<br>後 |                   |  | 高知市本<br>町四丁目<br>2-39 |    |

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

| 区分  | 名称         | 代表者氏名  | 会計責任者氏名 | 主たる事務所の所在地    | 届出年月日    |
|-----|------------|--------|---------|---------------|----------|
| 異動前 | 小川豊治後援会    | 岡本 役雄  | 異動なし    | 異動なし          | 平26・6・4  |
| 異動後 |            | 池田 克彦  |         |               |          |
| 異動前 | 田中こうしろう後援会 | 田中 耕之郎 | 異動なし    | 異動なし          | 平26・6・10 |
| 異動後 |            | 新谷 重人  |         |               |          |
| 異動前 | ふかせ裕彦後援会   | 高橋 義幸  | 異動なし    | 異動なし          | 平26・6・10 |
| 異動後 |            | 宅間 一之  |         |               |          |
| 異動前 | 横山文人後援会    | 異動なし   | 異動なし    | 吾川郡いの町西町100番地 | 平26・6・10 |
| 異動後 |            |        |         | 吾川郡いの町1658-3  |          |
| 異動前 | 伊藤こういち後援会  | 異動なし   | 異動なし    | 異動なし          | 平26・6・13 |
| 異動  | 伊藤浩        |        |         |               |          |

|     |           |      |       |              |          |
|-----|-----------|------|-------|--------------|----------|
| 後   | 市後援会      |      |       |              |          |
| 異動前 | 浅尾まさあつ後援会 | 異動なし | 扇喜 良仁 | 異動なし         | 平26・6・23 |
| 異動後 | あさお公厚後援会  |      | 早川 芳和 |              |          |
| 異動前 | 田中こうじ後援会  | 異動なし | 異動なし  | 高知市本町五丁目1-12 | 平26・6・25 |
| 異動後 |           |      |       | 高知市本町四丁目2-39 |          |
| 異動前 | 長尾和明後援会   | 異動なし | 異動なし  | 高知市本町五丁目1-12 | 平26・6・25 |
| 異動後 |           |      |       | 高知市本町四丁目2-39 |          |

**高知県選挙管理委員会告示第51号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により次のとおり異動の届出があった。

平成26年7月25日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党

| 名称              | 異動事項       | 異動前          | 異動後          | 届出年月日    |
|-----------------|------------|--------------|--------------|----------|
| 自由民主党高知県第二選挙区支部 | 会計責任者      | 浜田 純         | 西岡 照夫        | 平26・6・12 |
| 民主党高知県第1区総支部    | 主たる事務所の所在地 | 高知市本町五丁目1-12 | 高知市本町四丁目2-39 | 平26・6・23 |

法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

| 名称     | 異動事項       | 異動前          | 異動後          | 届出年月日    |
|--------|------------|--------------|--------------|----------|
| 大石宗後援会 | 主たる事務所の所在地 | 高知市本町五丁目1-12 | 高知市本町四丁目2-39 | 平26・6・25 |

法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

| 名称     | 異動事項       | 異動前          | 異動後          | 届出年月日    |
|--------|------------|--------------|--------------|----------|
| 大石宗後援会 | 主たる事務所の所在地 | 高知市本町五丁目1-12 | 高知市本町四丁目2-39 | 平26・6・25 |

**高知県選挙管理委員会告示第52号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により次のとおり解散の届出があった。

平成26年7月25日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

その他の政治団体

| 名称     | 主たる事務所の所在地   | 代表者氏名 | 政治団体でなくなった理由 | 届出年月日    |
|--------|--------------|-------|--------------|----------|
| 寺岡勲後援会 | 安芸市本町五丁目15-7 | 藤崎 学  | 解散           | 平26・6・12 |

**高知県選挙管理委員会告示第53号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により次のとおり届出があった。

平成26年7月25日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

資金管理団体

| 候補者氏名 | 公職の種類   | 名称      | 主たる事務所の所在地      | 代表者氏名 | 届出年月日    |
|-------|---------|---------|-----------------|-------|----------|
| 伊藤 浩市 | 高知県議会議員 | 伊藤浩市後援会 | 吾川郡いの町天王南七丁目6-4 | 伊藤 浩市 | 平26・6・13 |

**高知県選挙管理委員会告示第54号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により次のとおり資金管理団体の異動の届出があった。

平成26年7月25日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

資金管理団体

| 区分  | 候補者氏名 | 公職の種類 | 名称     | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日    |
|-----|-------|-------|--------|------------|----------|
| 異動前 | 大石 宗  | 異動なし  | 大石宗後援会 | 高知市本町五丁目   | 平26・6・25 |

|     |           |      |          |                      |          |
|-----|-----------|------|----------|----------------------|----------|
| 異動後 |           |      |          | 1-12<br>高知市本町四丁目2-39 |          |
| 異動前 | 田中 孝<br>児 | 異動なし | 田中こうじ後援会 | 高知市本町五丁目1-12         | 平26・6・25 |
| 異動後 |           |      |          | 高知市本町四丁目2-39         |          |

高知県選挙管理委員会告示第55号

平成22年7月高知県選挙管理委員会告示第60号(政治団体異動の届出)の一部を次のように訂正する。

平成26年7月25日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

「第19条の7第1項第2号」を「第19条の7第1項第1号」に、

「

| 名称       | 異動事項 | 異動前   | 異動後    | 届出年月日   |
|----------|------|-------|--------|---------|
| 高野光二郎後援会 | 代表者  | 横山 公大 | 高野 光二郎 | 平22・6・4 |

」

を

「

| 名称       | 異動事項          | 異動前                        | 異動後                             | 届出年月日   |
|----------|---------------|----------------------------|---------------------------------|---------|
| 高野光二郎後援会 | 代表者           | 横山 公大                      | 高野 光二郎                          | 平22・6・4 |
|          | 国会議員関係政治団体の区分 | 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 | 法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体 |         |
|          | 公職の種類         |                            | 参議院議員                           |         |

」

法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

| 名称       | 異動事項 | 異動前   | 異動後    | 届出年月日   |
|----------|------|-------|--------|---------|
| 高野光二郎後援会 | 代表者  | 横山 公大 | 高野 光二郎 | 平22・6・4 |

」

に訂正する。